

文化審議会文化財分科会企画調査会の設置について

平成29年5月19日
文化審議会文化財分科会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会文化財分科会運営規則第2条第2項の規定に基づき、文化財分科会に文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画に係る重要事項に関して調査を行う企画調査会を設置する。

2. 調査事項

- (1) これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の方策
- (2) 文化財の持つ潜在力を一層引き出すための文化財行政の新たな展開
- (3) 文化財を確実に継承するための環境整備
- (4) その他

3. 企画調査会の構成

分科会長及び分科会長が指名する文化財分科会委員及び専門委員により構成する。